平成16年度

東北運輸局

交通環境対策アクションプラン

《平成１６年度計画と平成１５年度評価》

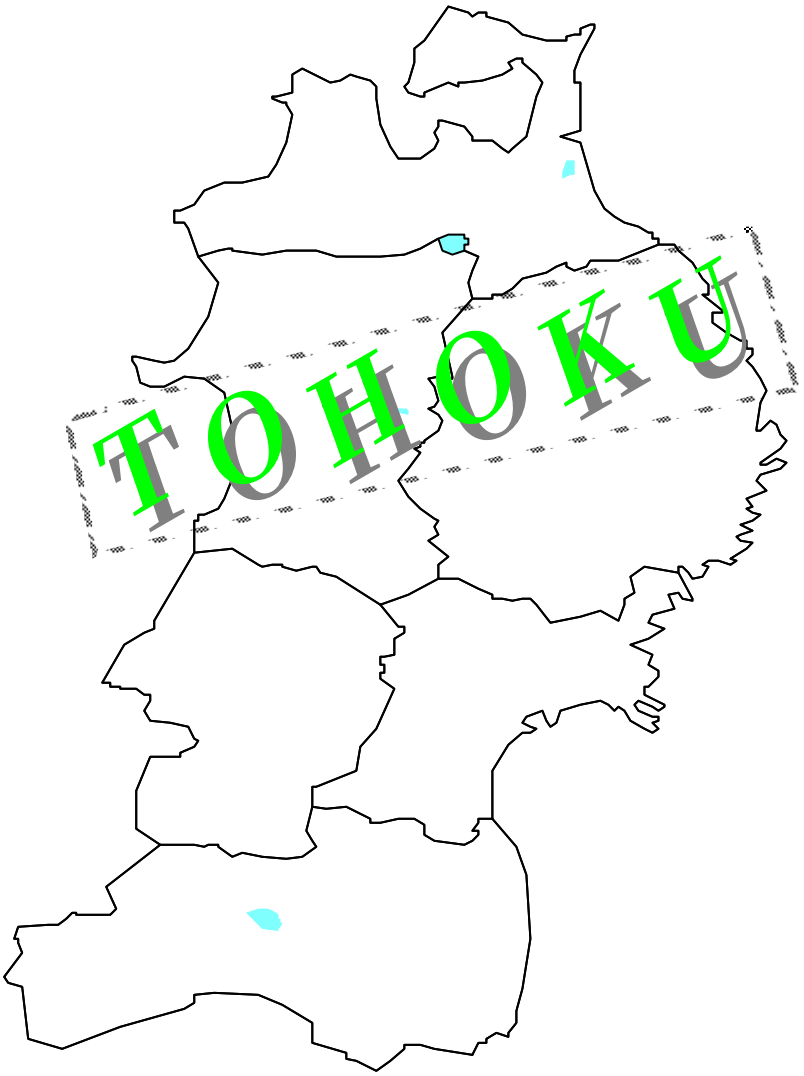

平成１６年５月

国土交通省

東北運輸局環境対策推進本部

まえがき

我が国においては、運輸部門における地球温暖化問題や大都市圏における大気汚染の社会問題が深刻化していることから、環境にやさしい交通体系を確立することが急務となっています。これら交通に係る環境問題の解決を図ることを目的として、東北運輸局長を本部長とする東北運輸局環境対策推進本部は、各年度における交通環境対策の具体的な取り組みを明らかにするため、「交通環境対策アクションプラン」を作成し、発表してきています。

この度、15 年度の計画、達成状況を整理し、その評価をした上で、これらを反映して策定した 16 年度計画を、総合的、具体的に取りまとめ「平成 16 年度交通環境対策アクションプラン」を作成しました。

16 年度の主な取り組みは、①「低公害車普及促進対策費補助制度」を活用した事業用低公害車の導入促進②運輸関係事業者による「グリーン経営認証制度」の登録拡大③幹線物流におけるモーダルシフトの実証実験の支援④公共交通機関の利用促進を推進するための「会津ぐるっとカード」をはじめとした公共交通利用のための支援⑤オムニバスタウン計画の推進⑥「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」です。

この中では、交通環境を巡る全国的課題について記述する他、東北地方の独自性や特色を反映させ、国及び自治体・事業者等の関係者が果たすべき役割についてもできる限り具体的に明記するため、可能な限り数値目標を導入するなど、客観性・透明性の確保に努めました。これまでのアクションプランとその評価については当局のホームページ（http://www.tht.mlit.go.jp/）上で公開しています。

東北運輸局はこれらの取り組みを中心として、積極的に産・官一体となって計画的かつ着実に施策を推進して参りますので、皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願いします。

平成 16 年 5 月

東北運輸局環境対策推進本部

目　次

１．地球温暖化対策に対する取り組み

１．１自動車交通対策

（１）低公害車の普及

①東北ブロック低公害車導入等促進協議会の設置　・・・・・・・２

②東北地区エコ・トラック推進協議会の開催　・・・・・・・３

③東北運輸局庁用車の低公害車への代替　・・・・・・・４

④地方自治体等に対する低公害車の協力要請　・・・・・・・４

⑤事業用低公害車の導入及び支援措置　・・・・・・・５

⑥仙台都市圏におけるＣＮＧ車導入促進のための調査の実施　・・・・・・・６

⑦グリーン経営の推進　・・・・・・・７

（２）交通流対策

①交通需要マネジメント（ＴＤＭ）実証実験補助の実施　・・・・・・・８

②広域的な公共交通利用転換に関する実証実験への支援　・・・・・１０

③時差通勤の推進　・・・・・１１

④踏切道改良の推進　・・・・・１２

１．２環境負荷の小さい交通体系の構築

（１）モーダルシフト・物流の効率化等

①環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験の認定　・・・・・１３

（２）公共交通機関の利用促進

①公共交通活性化総合プログラムの推進　・・・・・１４

②オムニバスタウン計画の推進　・・・・・１８

③デマンド交通実証実験の実施　・・・・・２０

④鉄道利用の促進　・・・・・２１

⑤バス利用の促進　・・・・・２２

⑥交通バリアフリー施策の推進　・・・・・２３

⑦交通アドバイザー会議の開催　・・・・・２５

１．３各界各層の取り組み　・・・・・２６

２．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題

２．１自動車単体対策

①ディーゼル黒煙グリーン・キャンペーンの実施　・・・・・２９
②街頭検査の実施　・・・・・３０
③オムニバスタウン整備総合対策事業補助によるＣＮＧバスの導入（前掲）　・・・・３１
④低公害車普及促進対策補助制度によるディーゼル微粒子除去装置
（DPF）等の導入に対する補助の実施　・・・・・３１
⑤事業用低公害車の導入促進及び支援措置（前掲）　・・・・・３２
⑥グリーン経営の推進（前掲）　・・・・・３２
２．２交通流対策
①モーダルシフト（前掲）　・・・・・３２

３．循環型社会の形成に向けた取り組み
（１）自動車リサイクル
①自動車抹消登録業務によるリサイクルの実施の担保　・・・・・３３
②自動車整備事業者における対応　・・・・・３４
③環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進　・・・・・３５
（２）ＦＲＰ船リサイクル
①小型船舶の登録の適正な実施　・・・・・３６
（３）静脈物流システムの構築
①東北地方における静脈物流システム構築基本調査の実施　・・・・・３７
（４）グリーン経営の推進（前掲）　・・・・・３７

４．海洋汚染防止対策・プレジャーボート関係環境対策
（１）海洋環境保全
①外国船舶の監督（PSC）の強力な実施　・・・・・３８
②安全総点検の強化・拡充　・・・・・３９
③危険物運搬船への立入り検査の強化　・・・・・３９
（２）海洋汚染防止に関する周知・啓蒙
①海洋汚染防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施　・・・・・４０
②東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催　・・・・・４１
③「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置　・・・・・４２
④小型船舶の登録の適正な実施（前掲）　・・・・・４２
⑤グリーン経営の推進（前掲）　・・・・・４２

１．地球温暖化対策に対する取り組み

(国の動き)

平成14年3月19日、総理を本部長とし、全閣僚から構成される地球温暖化対策推進本部は、これまでの「地球温暖化対策推進大綱」(平成10年6月同本部決定)を見直し、京都議定書での温室効果ｶﾞｽ6%削減約束の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像として、新たな「地球温暖化対策推進大綱」(以下「大綱」という。)を決定した。

大綱においては基本的考え方として、①環境と経済の両立、②ｽﾃｯﾌﾟ・ﾊﾞｲ・ｽﾃｯﾌﾟのｱﾌﾟﾛｰﾁ、③各界各層が一体となった取り組みの推進が示されている。

平成14年5月31日には「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正案が成立し、京都議定書が6月4日に受諾された。

運輸部門は、我が国のCO2排出量の約2割を占めており、そのうち約88%までが自動車起源である。大綱では、運輸部門における2010年度のCO2削減目標値を約4600万ﾄﾝ(自然体ｹｰｽとの比較)としており、自動車交通対策、環境負荷の小さい交通体系の構築を積極的に推進していく必要がある。

1.1 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及

(国の動き)

低公害車の開発･普及を促進するため、平成13年7月、国土交通省、経済産業省、環境省の3省で「低公害車開発普及ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ」を策定した。同ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝでは、2010年度までのできるだけ早い時期に1000万台以上の低公害車を普及させるとの数値目標を設定している。

自動車ｸﾞﾘｰﾝ税制の導入や低排出ｶﾞｽ車認定制度等により、低公害車は、大幅に増加している。平成13年度下半期ににおいては、新規登録車のうち44.6%（約89万台）、14年度上半期においては57.3%（約107万台）、同年度下半期においては64.5%（約135万台）、15年度上半期においては64.0%（約119万台）が低公害車であり、順調に普及が進んでいる。

この急速な普及を踏まえ、平成15年3月に国土交通省は1000万台以上の普及達成を2005年度末までと大幅に目標時期を前倒しした。

（参考） 東北ブロック低公害車保有台数（平成15年9月末現在）

	電気	ﾒﾀﾉｰﾙ	CNG	ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ	ガソリン ※1	低公害車 合　計	登録車保有 台数　※2	低公害車 普及率%
青森県	1			790	42,850	43,641	592,698	7.36
岩手県	4			946	48,336	49,286	584,846	8.43
宮城県	11		112	2,012	107,022	109,157	1,029,389	10.60
秋田県	5		3	685	45,488	46,181	482,693	9.57
山形県	2		1	1,006	55,716	56,725	535,592	10.59
福島県	11	2	5	1,798	90,992	92,808	968,707	9.58
管内合計	34	2	121	7,237	390,404	397,798	4,193,925	9.49
全国合計	529	71	13,815	98,805	5,641,030	5,754,250	50,513,509	11.39

※1　低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリッド車を除く）

※2　非けん引車、特種車、大型特殊車、二輪車、軽自動車を除く

施策名	大事項	1．地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部 自動車交通部 自動車技術安全部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

① 東北ブロック低公害車導入促進等協議会の設置

東北運輸局が中心となり、管内の関係機関、地方自治体、運輸関係事業者団体等が参加して、平成14年6月24日に東北ブロック低公害車導入促進等協議会を設置した。協議会においては、参加機関の緊密な連絡協議を通じて、低公害車の導入促進等を図るとともに、運輸部門における環境対策及び省エネルギー対策等の推進を図ることとしている。

実施計画	
の平成16年度計画	● 低公害車メールマガジン登録の呼びかけ・促進を、引き続き行う。 ● 関係機関・団体の低公害車導入計画の策定・推進を引き続き要請するとともに、各県における導入計画等の情報収集を行う。 ● 低公害車の普及推進に向け、広報、周知に努める。
の平成15年度計画	● 東北ブロックにおける低公害車普及目標を2010年度までのできるだけ早い時期に85万台以上としているが、導入目標の前倒しについて検討する。 ● 低公害車メールマガジン登録の呼びかけ・促進を、引き続き行う。 ● 関係機関・団体の低公害車導入計画の策定・推進を引き続き要請するとともに、各県における導入計画等の情報収集を行う。 ● 低公害車の普及推進に向け、広報、周知に努める。
の平成15年度達成状況	● 東北ブロック低公害車導入促進等協議会（平成15年6月20日）において、「2005年度末までに85万台以上の低公害車の普及を目指す。」に決定した。 ● 低公害メールマガジンついては、平成16年3月31日現在313名の登録があった。 ● 関係機関・団体等に対し、低公害車の導入促進を、会議等の機会を利用して要請するとともに、局広報誌「交通運輸ネットワーク東北」に低公害車普及推進コーナーを設けるなど各種広報に努め、普及を促進した。 ● 低公害車の普及状況の情報提供を進めるため、東北運輸局において運輸関係の動向をまとめた統計資料「東北地方における運輸の動き」に県別低公害登録・保有台数を掲載し、普及状況をとりまとめ公表した。
の平成15年度評価	● 低公害車普及台数は、14年度末の31．8万台（普及率7．6%）と比べ、15年度上半期で39．5万台（普及率9．5%、14年度上期：22.6万台）と順調に推移している。 ● 低公害車メールマガジンについては、16年3月に管内の未登録の各市町村環境担当部署及び各県運輸支局を通して関係団並びに関係事業者に対して登録を呼びかけたこともあり、14年度末の登録者数180名と比べ約1．6倍に伸びた。

施策名	大事項	1．地球温暖化対策に対する取組み	自動車交通部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

② 東北地区エコ・トラック推進協議会の開催

東北運輸局と管内各県トラック協会が共同で平成10年4月に設置。低公害タイプのトラックの導入、共同輸配送の促進、エコドライブの推進等を図り、もって環境にやさしいトラック事業の構築を図ることを目的として活動している。

実施計画	
の平計成画16年度	● 東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し、低公害トラックの導入促進、エコ・ドライブの推進等について協議する。 ● 低公害車の導入については、国の補助制度を活用して東北管内において20台の導入を目標とする。
の平計成画15年度	● 東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し、低公害トラックの導入促進、エコ・ドライブの推進等について協議する。 ● 低公害車（CNG車）の導入については、国の補助制度を活用して仙台都市圏において30台の導入を目標とする。
の平達成成15状年況度	● 平成16年2月5日に東北地区エコ・トラック推進協議会を開催した。 今年度は、最近低PMトラックが普及していることからトラックメーカーから講師を招き、「低PMトラックの技術と導入促進」について講演を行った。 各県トラック協会で、低公害車の導入促進、NOx・PM最新規制適合車への代替促進、DPF関係の排出ガス減少装置の装着支援、アイドリング・ストップ運動の推進、蓄熱ウオームマットの普及、エコドライブの推進などについて報告があった。 ● 国及びトラック協会の「低公害車普及促進対策費補助制度」を活用した低公害トラックの導入では58台の実績があった。
の平評成価15年度	● 各県トラック協会の環境問題への取り組みについては年々拡大されているが、特に低公害車の導入促進については、国及びトラック協会の補助制度の拡充により大きく前進した。

1-1.1-（1）③

施策名	大事項	1．地球温暖化対策に対する取組み	総務部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

③ 東北運輸局庁用車の公害車への代替

政府は、総理の指示に従い、14年度以降3年間で原則として全ての一般公用車を「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）に基づく基本方針に従い、CNG自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車（☆☆☆）に切り替える。

実施計画	
平成16年度の計画	● 平成16年度については7台（ハイブリット車3台、超－低排出ガス車（☆☆☆）4台）を代替する。（低公害車導入率100%）
平成15年度の計画	● 平成15年度については、6台（ハイブリット車3台、超－低排出ガス車（☆☆☆）3台）を代替する。（低公害車導入率75．0%）
平成15年度の達成状況	● 東北運輸局（本局・支局・事務所）の全車両中28台中、6台（ハイブリット車3台、超－低排出ガス車（☆☆☆）3台）を代替した。（低公害車導入率75．0%）
平成15年度の評価	● 3ヵ年計画に基づき着実に実施している。

1-1.1-（1）④

施策名	大事項	1.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

④ 地方自治体等に対する低公害車導入の協力要請

地方自治体等に対して、環境性能の優れた自動車への切り替えを要請する。

実　施　計　画	
の平計成画16年度	● 地方自治体に対し政府における一般公用車への切り替えを基本としつつ、利用者ニーズに応じて、「グリーン購入法」に基づく基本方針に適合する環境性能の優れた自動車への切り替えについて要請する。 ● 地方自治体の低公害車の導入状況について、情報収集に努める。
の平計成画15年度	● 地方自治体に対し政府における一般公用車への切り替えを基本としつつ、利用者ニーズに応じて、「グリーン購入法」に基づく基本方針に適合する環境性能の優れた自動車への切り替えについて要請する。 ● 地方自治体の低公害車の導入状況について、情報収集に努める。
の平達成成15状年況度	● 地方自治体等に対する低公害車への切り替えについて、会議等の機会に要請した。
の平評成価15年度	● 東北運輸局及び自治体等の開催する会議等の機会に関係先への要請を行なったが、地方自治体等の財政状況は厳しく十分な成果は得られていない。 今後は、各県における低公害車導入計画等の情報収集を行い、更に要請を行なう必要がある。

1-1.1-（1）⑤

施策名	大事項	1.地球温暖化対策に対する取組み	自動車交通部 自動車技術安全部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

⑤ 事業用低公害車の導入促進及び支援措置

バス利用促進等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業、運輸低公害車導入促進助成金及び低公害車普及促進補助制度などの支援制度により、低公害バス、トラックの導入を促進する。

なお、低公害車普及促進補助制度は、平成15年度から補助対象地域を自動車NOx・PM法による規制対象地域（三大都市圏）の外にも拡大されるなどの制度拡充がなされ、低公害バス・低公害トラック又は低PM認定車を一定台数導入するバス・トラック事業者等に対し、地方公共団体等と協調して、当該車両購入費の一部（通常車体価格との差額の1/2又は1/4）を補助する。また、DPF、酸化触媒の購入費についても補助を行う（2-2．1-④）。

実　施　計　画	
平成16年	● 低公害バスの導入 オムニバスタウン整備総合対策事業補助による導入予定は以下のとおり。 CNGバス　仙台市交通局　4台 2台(大型ワンステップCNGスロープ付きバス) 2台(大型ノンステップCNGスロープ付きバス) ● 低公害車トラックの導入 「低公害車普及促進補助制度」を活用した導入予定は以下のとおり。

度の計画	ハイブリット車　2台 低PM車　18台 ● CNGスタンドの整備 CNGスタンドの整備については、導入車両の増加にあわせて、関係機関及び事業者等に対し要請をする。 ※本年6月に「東北初の民営ガススタンド」が開業予定である。 新しいスタンド（㈱ウエキコーポレーション）については、佐川急便㈱東北支社（仙台市宮城野区福田町）敷地内に建設している。
平成15年度の計画	● 低公害バスの導入 オムニバスタウン整備総合対策事業補助による導入予定は以下のとおり。 CNGバス　仙台市交通局　4台 ● 低公害トラックの導入 「低公害車普及促進補助制度」を活用した導入予定は以下のとおり。 CNGトラック　30台 ● CNGスタンドの整備 CNGスタンドの整備については、導入車両の増加にあわせて関係機関及び事業者等に対し要請をする。
平成15年度の達成状況	● 低公害車バスの導入 オムニバスタウン整備総合対策事業補助による実績 CNGバス　仙台市交通局　4台 2台(大型ワンステップCNGスロープ付きバス) 2台(大型ノンステップCNGスロープ付きバス) ● 低公害トラックの導入 低公害車普及促進補助制度を活用し低公害トラックを47台導入した。 CNGトラック　14台、ハイブリットトラック　3台、超PMトラック　30台 ● CNGスタンドの整備 平成15年3月に仙台市内で4ヶ所目になる「東北初の民営天然ガススタンド」が建設着工されました。（平成16年6月開業予定）
平成15年度の評価	● 低公害バスの導入 仙台市交通局は､計画ではCNGワンステップバス4台を導入することとしていたが、交通バリアフリー推進を更に図るため、その内の2台をCNGノンステップバスに切り替えて導入した。 ● 低公害トラックの導入 低公害トラックの15年度の導入予定は30台であったが、国及びトラック協会の補助制度の拡充並びに低PMトラックの普及により、予定以上の58台が導入された。 ● CNGスタンドの整備 トラック事業者に提供する民営スタンドが本格着工されたことにより、今後、事業用低公害車導入が促進される。

1-1.1-（1）⑥

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	１．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

⑥ 仙台都市圏におけるCNG車導入促進のための調査の実施

CNG車の導入状況は、平成14年度末で全国は10万台当たり24．5台に対し東北は10万台当たり2．2台と極めて少なく、仙台市におけるCNGスタンドの整備は、3ヶ所と遅れている。
このため、CNG車の導入の促進を図る。（15年最終年度）

実　施　計　画	
の平成15年度計画	● 平成１４年度の「仙台都市圏におけるCNG車の導入促進のための調査検討委員会」においてまとめられた提言について、今後の状況を見ながら適宜フォローアップを実施する。
の平成15年度計画	● 導入事業者について、東北運輸局のホームページで公表するとともにプレス発表をした。 ● 低公害車導入に積極的に取り組むなど、環境対策に対し積極的に取り組む事者業者等顕彰の規程を制定した。 ● CNG車の導入状況は、14年度末の116台から、15年度末180台となり55%増となった。 ● フォローアップのため、調査検討委員会委員に対して各機関における取組状等の調査を実施している。 ● 事業者間の連携により、新たなCNGスタンドの設置が決定した。
の平成15年度評価	● 導入事業者をホームページで公表するとともにプレス発表することにより啓蒙・啓発となった。 ● フォローアップのため、各機関における取組状況等の調査結果について公表するなどにより、導入促進のための一助となりえる。 ● 新たなCNGスタンドの設置が決定したことにより、今後の導入促進が期待される。

1-1.1-（1）⑦

施策名			
	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部 企画振興部 自動車交通部 海事振興部
	中事項	１．1自動車交通対策	
	小事項	（1）低公害車の普及	

⑦ グリーン経営の推進
自動車関係（トラック、バス、ハイヤー、タクシー）、海事関係（旅客船、内航海運、港湾運送）及び倉庫関係のグリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルによりISOの認証取得が困難な運輸事業者のグリーン経営の推進を図る。

実　施　計　画	
の平成16年度計画	● グリーン経営推進マニュアルの普及を図る。 講習会の開催などにより、グリーン経営推進マニュアルの普及を図り、認証登録事業者の拡大に努める。また、荷主に対し導入推進のため協力を要請する。 ● グリーン経営を推進している事業者を積極的にホームページ、運輸局広報誌などで紹介するとともに、環境表彰の審査に際し推進状況を斟酌するなど、グリーン経営のより一層の普及・促進を図る。

平成15年度の計画	● グリーン経営講習会を開催し、グリーン経営推進マニュアルの普及を図る。 ● グリーン経営を推進する事業者名等をインターネットホームページ等により公表する。
平成15年度の達成状況	● グリーン経営講習会開催状況 本省及びエコモ財団から講師を招き各事業ごとに講習会を実施した。

	海事関係	自動車関係	
事業種別	旅客・内航、港湾・倉庫	バス・タクシー	トラック
開催月日	15年9月17日	15年10月21日	15年11月27日
受講者数	79名	45名	99名

● 荷主等への働きかけ
15年12月に（社）東北経済連合会から会員荷主にに対し普及のための情報提供を実施（460社）。さらに、特に環境問題に関心のある荷主（24社）に対して当局から協力要請。
※15年10月1日からエコモ財団がトラック事業について「グリーン経営認証登録制度」（注）を開始。16年3月31日現在管内では5事業所が認証登録を受けた。
なお、バス・タクシーについては16年4月より認証制度が開始された。
（注）:「グリーン経営認証制度」
交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づくチェックリストにより一定レベル以上の環境保全活動の取り組みを行なっている事業者に対して、審査の上、認証・登録する.

● グリーン経営を推進する事業者として、認証登録された事業者をプレス発表及び低公害車メールマガジンへ掲載。さらに、15年12月から当局ホームページで公表。

平成15年度の評価	● 本年度開催のグリーン経営講習会は全て仙台でのブロック開催であったこと もあり、距離的な理由から秋田、青森の事業者が少なかった。 ● 荷主等への働きかけについては、主に、文書での依頼であったことから十分に伝えることが出来なかった。 ● 当局ホームページ等に掲載されたことにより、認証登録された事業者は企業イメージアップが図られ、社会的に認知されてきた。

1-1.1-（2）①

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部 企画振興部
	中事項	１．1自動車交通対策	
	小事項	（2）交通流対策	

① 交通需要マネジメント(TDM)実証実験補助の実施
交通渋滞を解消､緩和することにより交通流を効率化して､CO2の排出量の削減を図る。

実　施　計　画	
の平成16年度計画	新たな実証実験実施計画案については、本省ホームページで公募（５月２８日締めきり）している。 公募された実施計画案の認定に際し、有識者による「交通需要マネジメント等実証実験に関する懇談会」で①先進性、②渋滞及び環境改善の有効性、③他の地域への適用などが検討され、推薦を受けたものを認定することとしている。認定された計画に基づく実証実験について支援をしていくこととしている。
平成15年度の計画	継続して実施される実証実験について、支援するとともに実験終了後に検証を実施する。 ● 仙台市:「100円パッ区」(実施期間:14年2月～15年9月) (実験終了後は、区域を拡大し本各実施予定) ● 福島市:100円バス、ノーマイカーデー(実施期間:13年10月～15年9月) ● 会津若松市:循環バス「ハイカラさん」(実施期間:13年10月～15年9月) (実験終了後は、本各実施予定)
平成15年度の達成状況	● 仙台市:「100円パッ区」(実施期間:15年4月～15年9月)を実施した。 ・1日当りの利用者数は、平日4,017人、土・休日1,669人である。 ・実験終了後は、一部区域を拡大して継続運行している。 ● 福島市:100円バス、ノーマイカーデー(実施期間:15年4月～15年9月) ・利用者数は、3コース合計425,585人、1日平均2,326人であり、実験前(過去3年間)の平均1,993と比べ16.7%増加している。 ・実験終了後は、事業者が単独で継続運行している。(16年度は市からの補助が決定) ● 会津若松市:循環バス「ハイカラさん」(実施期間:15年4月～15年9月) ・1便平均の利用者は、平均約17人となっており、目標とした7.75人を上回ってる。 ・実証実験期間中(H15.7)に車両を2台に増車し、実験終了後も継続運行している。
平成15年度の評価	● 仙台市 「100円パッ区」の効果 ・100円バスの利用者は、験実施前より約58.4%と大幅に増加している。 ・マイカーからバス・タクシーへ利用転換した人の割合は約3%にとどまっている。 ・都心への来街回数が増加した利用者が25%、都心内での立寄先数が増加した。 ● 福島市 100円バスの効果 ①交通量調査(交差点断面交通量、ピーク時3時間合計、最大渋滞長、最大通過時間等) ・実施前と比較して渋滞は緩和されているが、100円バスによる効果とは言い切れない。 ②バスの利用促進 ・利用者は実施前(12年度の1日平均1,851人)と比較すると約3割増加した。 ・マイカーからバスへ利用転換した人は約6.3%であった。 ● 会津若松市 循環バス「ハイカラさん」の効果 ・交通混雑状況については、実施前に対して概ね改善されている。 ・利用者の多く(約6割)は観光客であり、「雰囲気が良い」「主要観光地を巡るコースが良い」などが好評の主な理由であるが、市民からも好評である。

	・利用者から要望のあった「逆周りのコース」については、15年7月から実施している。 ● パークアンドバスライド及びレンタサイクル ・乗り換え実験の認知度は、アンケートの結果約10%で低い。

1-1.1-（2）②

施策名	大事項	1.地球温暖化対策に対する取組み	企画振興部
	中事項	1．1自動車交通対策	
	小事項	（2）交通流対策	

② 広域的な公共交通利用転換に関する実証実験への支援

マイカーから公共交通への利用転換を促進してわが国のCO_2排出量削減に貢献する新しい実証実験を支援する。

実施計画	
の平成16年度計画	● 16年度についても「ウィークデイ定期」の導入実証実験と「会津ぐるっとカード」の実証実験は行っていくことから、引き続いて支援していく予定である。また他の先進的な事例についても積極的にくみ上げて支援していく予定である。
の平成15年度計画	● 「ウィークデイ定期」の導入実証実験（秋田内陸縦貫鉄道（株）） （概要）秋田内陸縦貫鉄道において、週休2日制の普及による定期券の利用ニーズの変化を踏まえて、新たに利用日を月～金曜日に限定し割引率を高めた（現行の5/7）「ウィークデイ定期」を発売することなどにより、沿線の通勤・通学需要をマイカーから公共交通機関に転換することを目指すもの。 ● 「会津ぐるっとカード」の実証実験（会津カード管理運営委員会） （概要）福島県会津地域において、地域内の鉄道・バスに利用できるフリー乗車券に、観光・宿泊施設の割引特典を組み合わせて、廉価（2日間有効で2，600円）で提供する「会津ぐるっとカード」を導入することにより、同地域を訪れる観光客の交通手段をマイカーから公共交通機関に転換することを目指すもの。
の平成15年度達成状況	●「ウィークデイ定期」の導入実証実験 ・平成15年7月1日～平成16年3月31日まで実施したが、通学用は2，143枚、通勤用は135枚を販売した。 ●「会津ぐるっとカード」の実証実験 ・平成15年7月1日～平成16年3月31日まで実施したが、大人4，469枚、こども124枚を販売した。
の平成15年度評価	●「ウィークデイ定期」の導入実証実験の効果 ・通勤者及び大学生（専門学校含む）については、実験実施前と比べて効果検証対象駅において乗降人員が増大した。高校生については、乗降人員の増加は見られなかったが、これは少子化の影響による高校生の減少が要因として考えられる。 ●「会津ぐるっとカード」の実証実験の効果 ・実験開始当初においてはPR等の不足により販売枚数が伸び悩んだが、秋の観光シーズンに向けて旅行パンフレットへの掲載や旅行商品に組み込まれたことから、

	徐々に販売枚数を増やし、観光客の公共交通機関の利用を促進することができた。

1.1-（2）③

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	１．1自動車交通対策	
	小事項	（2）交通流対策	

③ 時差通勤の推進

仙台都市圏においては、仙台地区時差通勤通学懇談会を開催し、約4万2千人が時差通勤通学を実施しているが、さらに、朝の通勤通学時間帯の交通混雑緩和を図るため、平成17年度までの協力目標人員を5万人とし、時差通勤通学を推進することとしている。

	実　施　計　画
平成16年度の計画	● 民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力要請書及びポスター・リーフレットを送付し時差通勤通学実施の要請を行う。 ● 公共施設や駅等でリーフレットの配布、ポスターの掲示を行い、時差通勤通学実施の啓発を行う。 ● 時差通勤通学懇談会を開催し、アンケート結果の課題を整理する。
平成15年度の計画	● 民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力要請書及びポスター・リーフレットを送付し時差通勤通学実施の要請を行う。 ● 公共施設や駅等でリーフレットの配布、ポスターの掲示を行い、時差通勤通学実施の啓発を行う。 ● 民間事業所、学校、国、県、市の機関を対象にアンケート調査を実施し、時差通勤通学の実施状況及び課題を整理する。
平成15年度の達成状況	● 民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力要請書及びポスター・リーフレットを送付し時差通勤通学実施の要請を行った。 ● 公共施設や駅等でリーフレットの配布、ポスターの掲示を行い、時差通勤通学実施の啓発を行った。 ● 民間事業所、学校、国、県、市の機関を対象にアンケート調査を実施し、時差通勤通学の実施状況を把握した。
平成15年度の評価	● 14年度に実施できなかったアンケート調査を実施し、時差通勤通学実施状況の把握に努めた

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	鉄道部
	中事項	１．1自動車交通対策	
	小事項	（2）交通流対策	

④ 踏切道改良の推進

踏切道調整連絡会議等を開催し、鉄道事業者及び道路管理者との調整を図りながら、立体交差化等の踏切道の改良による道路交通の円滑化を推進する。

実施計画	
の平成16年度計画	● 踏切道調整連絡会議等を活用し、法指定及び立体交差化計画の具体化に向けて関係者間の調整を図る。 ・連続立体交差化計画 JR東日本 仙石線 多賀城駅周辺 除去踏切4箇所 ・単独立体交差化計画（工事施工中及び工事着手予定箇所） JR東日本 五能線 1箇所、花輪線 1箇所、北上線 1箇所、奥羽線 2箇所、米坂線 1箇所、常磐線 1箇所、磐越東線 1箇所
の平成15年度計画	● 踏切道調整連絡会議等を活用し、踏切道改良促進法に基づく改良必要箇所の指定及び立体交差化計画等の具体化に向けて関係者間の調整を図っていく。 ・連続立体交差化計画 JR東日本 仙石線 多賀城駅周辺 除去踏切4箇所 ・単独立体交差化計画（工事施工中及び工事着手予定箇所） JR東日本 五能線 1箇所、花輪線 1箇所、北上線 1箇所、奥羽線 1箇所、米坂線 1箇所、常磐線 1箇所
の平成15年度達成状況	● JR仙石線の連続立体交差化計画は、16年度以降の工事着手予定となった。 単独立体交差化について、15年度完成の箇所はないが、 工事施工中が花輪線 1箇 所、北上線 1箇所、奥羽線 1箇所、米坂線 1箇所、常磐線 1箇所の計5箇所となった。
の平成15年度評価	● JR仙石線の連続立体交差化計画は、同時施工となる土地区画整理事業が遅れたため、当初の予定より遅れているが、徐々に進んでいる。 ● 単独立体交差化計画は、既存踏切の除去について利用者の抵抗が大きい箇所もあるが、関係者の努力により着実に踏切数を減らしている。

1．2 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1)　モーダルシフト・物流の効率化等

（国の動き）

2002年度から、幹線の環境負荷低減のための実証実験を推進している。

1-1.2-（1）①

施策名	大事項	1.地球温暖化対策に対する取組み	企画振興部 鉄道部 海事振興部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	(1) モーダルシフト・物流の効率化等	

① 環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験の認定

平成15年度より、新しい補助制度として独立した、「環境負荷の小さい物流体系 の構築を目指す実証実験補助制度」を活用し、荷主・物流事業者等の関係者が協調・連携して取り組む、幹線物流におけるモーダルシフト実証実験を支援する。

	実　施　計　画
平成16年度の計画	● 平成15年度より、新しい補助制度として独立した、「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」を活用し、荷主・物流事業者等の関係者が協調・連携して取り組む、幹線物流におけるモーダルシフト実験を支援する。 ● 「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」について、関係団体、荷主・物流事業者等に対する広報・周知を図るとともに、募集を行なう。 ● 当局「出前講座」を活用し、関係団体、荷主・物流事業者等を対象としたモーダルシフトセミナー等の開催により、実証実験補助制度について広報・周知を図るとともに荷主企業等のモーダルシフト意識の高揚を図る。 ● 15年度から実施した「モーダルシフト等事例公表制度」を実施し、特に優れた内容を有する事例については表彰を行う。
平成15年度の計画	● 新設された「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」について、関係団体、荷主・物流事業者等に対する広報・周知を図るとともに、募集を行う。 ● モーダルシフトセミナー等の開催により、実証実験補助制度の説明及び荷主企業等のモーダルシフト意識の高揚を図る。
平成15年度の達成状況	● 東北運輸局管内の荷主・物流事業者から申請のあった下記実証実験実施計画が、東北では初めて国庫補助金交付対象実証実験として認定を受けた。 ・センコー株式会社 仙台～札幌間鉄道活用実証実験 東北～北海道間のトラック輸送（青函フェリー利用）を鉄道コンテナ輸送に転換し、環境負荷の低減を図る。 申請者：積水ハウス㈱、センコー㈱、仙台運送㈱、日本貨物鉄道㈱ ● 盛岡、青森で開催された鉄道貨物協会モーダルシフトセミナーに講師として出席し、荷主・物流事業者等参加者合計160名に対し、モーダルシフトの必要性、環境規制の動向、実証実験補助制度の概要等について説明を行った。 ・海運関係では、東北旅客船関係者や東北内航海運関係者合計60名を対象に、内航

	海運へのモーダルシフトについて出前講座を実施した。 ・仙台団地倉庫協同組合理事会において、倉庫事業者等組合代表者及び幹部社員約25名を対象に物流環境について説明を行った。 ・管内の荷主企業又は物流事業者が実施した個別のモーダルシフト等の事例募集を行ったところ20件の申請があり、内容を審査した結果10件を公表対象とし、平成16年3月25日東北運輸局ホームページ等を通して広く公表した。
平成15年度の評価	● 当局「出前講座」を活用し、鉄道貨物関係モーダルシフトセミナー他、旅客船や内航等の海運関係者、倉庫事業者等を対象として、環境規制の動向や実証実験補助制度の概要説明等を行ったことにより、モーダルシフトに対する関心・意識の高揚が図られた。 ● 「モーダルシフト等事例公表制度」の実施にあたり関係団体のみならず経済団体とも連携を図って取組んだことから、多くの荷主・物流事業者から申請があり、関心の高さが伺われた。 　なお、申請のあった事例には、公表対象要件に合致しないものもあったことから、次 年度の実施にあたり募集方法等に課題を残した。

1-1.2-（2）①

施策名	大事項	1.地球温暖化対策に対する取組み	企画振興部 交通環境部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

① 公共交通活性化総合プログラムの推進

公共交通機関に関する課題や実施を要するプロジェクトについて、東北運輸局が中心となって、関係者のコンセンサスの下で、解決や実施に向けた具体的方策を策定する。

実　施　計　画	
平成16年度の計画	● 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・ 三陸地域の公共交通の活性化 ● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト（仙山線機能強化関係・仙台空港アクセス鉄道機能強化関係） ・ 仙山線機能強化、空港アクセス鉄道の機能強化 ● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト（公共交通機関連携強化関係） ・ 仙台都市圏における公共交通機関相互の連携強化 ● 物流効率化等に向けたJR貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプロジェクト ・ 物流効率化の観点からJR貨物宮城野駅の望ましいあり方についての調査検討 ● 秋田空港における空港アクセス活性化プロジェクト ・ 空港等からのアクセス改善による広域観光ネットワーク構築の検討 ● 山形県における高齢者ボランティアを活用した地域バス活性化プロジェクト ・ 高齢者ボランティアを活用したデマンド乗合による地域バスの検討 ● スキー場アクセス活性化プロジェクト ・ スキー場再活性化のための実証実験の実施 ● ゲートウエイ空港を起点とした広域バスアクセスの導入による公共交通の活性化 ・ ゲートウエイ空港から需要の見込まれる観光地へのバスアクセスの改善

	● 会津鉄道再活性化プロジェクト ・ 会津鉄道の高速化及び首都圏からの直通化についての検討
平成15年度の計画	● 青森県東部・岩手県北部広域公共交通活性化プロジェクト ・ 新幹線新駅からの2次交通の整備拡充、広域観光ルートの整備 ・ 八戸市において1枚のカードで複数の公共交通機関を自由に乗 車でき、かつまた観光・宿泊施設での割引特典も受けられる「八戸カード」（仮称）の導入 ● 青森県西部広域公共交通活性化プロジェクト ・ 鉄道・バス連携強化、弘前都市圏等のバス路線の再編、弘前市を拠点とする広域観光モデルルートの整備 ● 秋田県広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・ 鉄道・バス連携、観光振興施策との連携強化 ・ スキー場の再活性化 ● 山形県広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・ 鉄道・バス連携、鉄道駅周辺のまちづくりとの連携、観光振興施策との連携強化 ・ スキー場の再活性化 ● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・ 仙山線機能強化、公共交通機関相互の連携強化、空港アクセス鉄道の機能強化 ・ 仙台都市圏において1枚のカードで複数の公共交通機関を自由に乗車でき、かつまた観光・宿泊施設での割引特典も受けられる「仙台まるごとパス」の導入 ● 福島県西部広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・ JR線と会津鉄道の連携強化、「会津ぐるっとカード」の導入、周遊バスの利用拡大 ● 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・ 三陸地域の公共交通の活性化 ● 庄内地方の広域観光振興と連携した「飛島航路」の活性化 ・ 広域観光振興と連携した航路事業の活性化 ● 盛岡都市圏公共交通活性化プロジェクト ・ JR山田線の利用促進 ● 奥入瀬渓流におけるマイカー規制のあり方に関する調査 ・ 奥入瀬渓流利用適正化協議会が実施主体となって行われたマイカー規制試行への支援 ● 物流効率化等に向けたＪＲ貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプロジェクト
平成15年度の達成状況	● 各プロジェクト共通 ・北東北3県において、インターネットによる二次交通情報提供システム「東北ネクストごーごーNET」の拡充及び南東北3県においても同システムを開設し、東北6県版とすることを決定 ● 青森県東部・岩手県北部広域公共交通活性化プロジェクト ・八戸市内循環バス（るるっぷ八戸）の導入（平成15年7月）等 ・JR、八戸市営バス、南部バスによる「八戸えんじょいカード」の16年度導入を決定（平成16年7月1日販売開始予定） ● 青森県西部広域公共交通活性化プロジェクト ・弘前市内循環バスの路線増設 ● 秋田県広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・空港型・観光型乗合タクシーの推進 ・スキー場の再活性化による公共交通活性化策の調査検討 ● 山形県広域都市間公共交通活性化プロジェクト

平成15年度の達成状況	・空港型・観光型乗合タクシーの推進 ・スキー場の再活性化による公共交通活性化策の調査検討 ● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・市内幹線道路に面する仙山線の踏切における道路渋滞への影響調査の実施及び行き違い施設の設置条件とピーク時の列車種別 ・本数の組み合わせによる仮想ダイヤの作成 ・仙台空港アクセス鉄道の機能強化にあたって仙台空港利用実態調査の実施 ・JR、仙台市地下鉄、仙台市営バス等の関係交通事業者による「仙台カード」（仮称）の16年度導入を決定（平成16年7月1日販売開始予定） ● 福島県西部広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・鉄道やバスを1枚のカードで周遊でき、観光・宿泊施設等で割引の特典が受けられる「会津ぐるっとカード」の導入 ・会津鉄道の喜多方駅への乗り入れ ・市内循環バス（ハイカラさん）の増便 ・スキー場の再活性化による公共交通活性化策の調査検討 ● 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・地域の公共交通の活性化策の検討 ● 庄内地方の広域観光振興と連携した「飛島航路」の活性化 ・庄内地方の広域観光振興と連携した航路事業の活性化策の検討 ● 盛岡都市圏公共交通活性化プロジェクト ・JR山田線の利用促進に関する検討 ● 奥入瀬渓流におけるマイカー規制のあり方に関する調査 ・地元住民を対象とした奥入瀬渓流マイカー規制に関するアンケート調査等の実施 ● 物流効率化等に向けたJR貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプロジェクト ・JR貨物宮城野駅に関する現状把握とその非効率性解消のための手法に関する調査を実施
平成15年度の評価	● 各プロジェクト共通 ・北東北3県版しかなかったインターネットによる二次交通情報提供システム「東北ネクストごーごーNET」の南東北3県版を開設することにより、東北地方の全ての主要駅及び空港からの二次交通アクセス情報が検索可能となった。 ● 青森県東部・岩手県北部広域公共交通活性化プロジェクト ・八戸市内循環バス導入等により公共交通機関の利便性向上を実現した。 ・地域のみの努力では実現が困難であった「八戸カード」（仮称）について、交通関係事業者や関係自治体の合意を図り、その導入を決定した。 ● 青森県西部広域公共交通活性化プロジェクト ・弘前市内循環バスを新たに4路線増設することにより、公共交通機関の利便性を向上させることができた。 ● 秋田県広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・秋田空港を起点とした近隣空港に至る二次交通による広域ネットワークの推進を図ることができた。 ・スキー場の再活性化による公共交通活性化策の調査検討し、それに基づいて二次交通の整備をするなどの施策の検討が進んだ。 ● 山形県広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・空港型・観光型乗合タクシーの推進を図ることができた。 ・スキー場の再活性化による公共交通活性化策の調査検討し、それに基づいて二次交通の整備をするなどの施策の検討が進んだ。 ● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・調査結果を基に市内幹線道路に面する踏切のあり方や行き違い設備増設に伴うダイヤの設定等についてJR東日本や仙台市等と調整を図ることができた。 ・仙台空港利用実態調査により仙台空港を利用する観光客等の旅行目的やアクセス状況等の実態を把握することができた。

平成15年度の評価	・地域のみの努力では実現が困難であった「仙台カード」（仮称）について、交通関係事業者や関係自治体の合意を図り、その導入を決定した。 ● 福島県西部広域都市間公共交通活性化プロジェクト ・「会津ぐるっとカード」による広域的な利用転換実証実験を行い、自家用車から公共交通機関への転換を図ることができた。 ・会津鉄道のJR喜多方駅への乗り入れを行うことにより、その利用促進を図ることができた。 ・市内循環バス（ハイカラさん）の逆回りによる増便を図ることにより、より利便性を向上させることができた。 ・スキー場の再活性化による公共交通活性化策の調査検討し、それに基づいて二次交通の整備をするなどの施策の検討が進んだ。 ● 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト ・三陸地域の公共交通の活性化についての検討が進んだ。 ● 庄内地方の広域観光振興と連携した「飛島航路」の活性化 ・広域観光振興と連携した航路事業の活性化策を検討することができた。 ● 盛岡都市圏公共交通活性化プロジェクト ・JR山田線の利用促進策についての具体的な課題を明らかにすることができた。 ● 奥入瀬渓流におけるマイカー規制のあり方に関する調査 ・地元住民を対象とした奥入瀬渓流マイカー規制に関するアンケート調査等の結果をふまえ、今後の本格的なマイカー規制の実施にむけた課題を明らかにすることができた。 ● 物流効率化等に向けたJR貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプロジェクト ・JR貨物宮城野駅に関する現状把握とその非効率性解消のための手法に関する調査を実施するなど、同駅の望ましいあり方についての検討を進めることができた。

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	自動車交通部
	中事項	１．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

② オムニバスタウン計画の推進

オムニバスタウン計画は、「人・まち・環境にやさしい」というバスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりに向けての市町村の取組みを促進し、自動車事故、渋滞、環境悪化等地域の自動車交通が抱える諸問題の解決を図ろうとするものであり、国土交通省が警察庁と連携して支援している。

東北運輸局管内では、盛岡市（平成12年2月）及び仙台市（平成14年3月）がオムニバスタウンの指定を受けており、オムニバスタウン事業の一環として以下の事業を実施する。

実施計画	
平成16年度の計画	● 「全国オムニバスサミットinもりおか」を開催（盛岡市：10月7日～8日） ● 仙台市オムニバス計画の実施：バスロケーションシステム整備事業、PTPS整備事業（バス車載器289基設置）、大型ノンステップスロープ付きバス（6台）、大型CNGノンステップスロープ付きバス（2台）、大型ワンステップCNGスロープ付きバス（2台）、大型ワンステップスロープ付きバス（8台）、バス停留所・待合所整備（15箇所）、デジタル行先表示器（10台）、デジタル放送装置（55台）を導入。
平成15年度の計画	● 盛岡市：啓発イベントの開催、青山ゾーンバス実証運行・調査、ミニバスターミナル整備（青山・厨川地区）、サイクル＆バスライド駐輪場整備（太田・運動公園・松園第二）、ハイグレードバス停留所整備（11箇所）、バスロケーションシステム整備（路上設備56箇所、車載機215台分、総合情報案内盤3基）、中型ワンステップスロープ付きバス（4台）・小型ノンステップバス（2台）導入、ゾーンバス乗継ぎシステム導入 ● 仙台市：大型ノンステップバス（3台）・大型CNGノンステップスロープ付きバス（2台）・大型ワンステップCNGスロープ付きバス（2台）・大型ワンステップスロープ付きバス（10台）導入、デジタル方向幕導入（224台分）、停留所整備（15箇所）
平成15年度の達成状況	● 盛岡市：啓発イベントの開催（バスの日）、青山ゾーンバス実証運行・調査、ミニバスターミナル整備（青山（上下）、厨川地区）、サイククル＆バスライド駐輪場整備（太田東小学校前、運動公園前、松園第二）、ハイグレードバス停留所整備（11箇所）、バスロケーションシステム整備（路上設備40箇所、公共施設設備16箇所、車載機214基、総合情報案内盤3基）、中型ワンステップスロープ付きバス（4台）、小型ノンステップスロープ付きバス（2台）、ゾーンバス乗継ぎ料金割引システムを導入した。 ● 仙台市：大型ノンステップスロープ付きバス（3台）、大型CNGノンステップスロープ付きバス（2台）、大型CNGワンステップスロープ付きバス（2台）、大型ワンステップスロープ付きバス（10台）、デジタル行先表示器（250台）、バス停留所整備（15箇所）、ジタル放送装置（35台）を導入した。

平成15年度の評価

● 盛岡市：15年度は盛岡オムニバスタウン計画（5カ年度）（以下、「計画」という）の最終年として、次のとおりの成果があった。

・青山ゾーンバス実証運行・調査においては、都心部と青山地区を結ぶ基幹線において実施主体の予想を上回る輸送実績であったが、支線部分での利用者は予想を下回った。支線の運行ルート等の見直しが必要となっている。
　なお、「計画」期間においては、H13年度松園、H14年度都南、H15年度青山がそれぞれゾーンバス実証運行を実施し、その成果を受け、いずれも本格運行に移行した。

・ゾーンバスシステムは、郊外から市中心部への通勤利用を中心に、輸送容量・頻度・定時制等バスサービスの向上と運行効率向上を実現し、成功を収めている。

・ミニバスターミナル整備は、上記青山ゾーンバス実証運行に併せ、青山地区に上下線各2バース及び厨川駅に1バースが整備された。特に、青山ミニバスターミナルでは、消雪ヒーターを設備し冬季の利用者の安全にも配慮した。
　なお、ミニバスターミナルは、ゾーンバスシステムの中核的設備（支線バスと基幹バスとの乗継施設）として、H13年度松園、H14年度都南、H15年度青山・厨川に整備された。また、松園では駐輪場・マイカー乗り入れスペース、都南においては駐輪場、駐車場が併設され、サイククル＆バスライド、パーク＆バスライドにも大 きな役割を果たしている。

・乗継ぎ料金割引システム整備では、本年度は青山ゾーンバス実証運行に併せ、システム構築とバスカードシステムの改良（岩手県交通㈱60台・岩手県北自動車㈱15 台）が実施された。「計画」期間中、ゾーンバスシステム実証運行が行われた松園、都南及び青山で実施され、乗り継ぎによる料金増を解消することにより、ゾーンシ ステム実証実験の円滑な　実施に寄与した。

・啓発イベント事業としては、本年度もバスの日イベントとして公開討論会、「バスと遊ぼうinあおやま」などを実施した。啓発イベントは、「計画」期間中毎年度バスの日を中心に実施され、「計画」に対する市民の理解を深め、成果を広報する場として意義のある取り組みであった。

・ハイグレードバス停留所整備については、本年度は整備予定の11箇所全てを整備した。なお、「計画」では80箇所程度の整備を予定していたが、利用客の多い住宅地の主要地点、ゾーンバスシステムの基幹バスと都心循環バスとの結節点及び交通 弱者の利用の多い箇所を重点にして71箇所を整備した。

・サイククル＆バスライド整備においては、本年度計画していた3箇所（太田東小学校前、運動公園前、松園第二）全てについて整備した。なお、「計画」期間においては、松園及び都南ミニバスターミナルと本年度整備した3箇所の計5箇所を整備した。

・バスロケーションシステムは、路上表示器40箇所、バス路線が集中する盛岡駅東口、同西口及び盛岡バスセンターに電子化された総合情報案内盤及び岩手県庁他公共施設16箇所に整備した。これにより「計画」におけるバスロケ表示器整備80箇所 は達成された。

・スロープ付き中・小型バス導入事業では、本年度は計画通り中型ワンステップロープ付きバス4両、小型ノンステップスロープ付きバス2両が導入された。「計画」期間中、H11年度2両、H12年度2両、H13年度4両、H14年度6両及びH15年度6両が導入され、「計画」通り20両の導入を達成した。内訳は中型ワンステップスロープ付きバスが15両、小型ノンステップスロープ付きバスが5両となっている。狭隘な街路の多い盛岡市の状況に適応すると共に、高齢者・障害者の利便性向上に配慮して導入された。また、全車にアイドリングストップ装置も取り付けられて、環境負荷の低減にも寄与するものとなった。

※「計画」期間中に実施された上記以外の事業としては、松園ミニバスターミナルへの右折レーンの設置、松園バスターミナル出入信号設置、バス専用レーンの延長、PTPS（公共交通優先システム）機器設置、PTPS用VICS設備整備、光ビーコン設置等の事業がある。

平成15年度の評価	● 仙台市 ・低床、超低床及び低公害バス車両の導入は、年度当初の通り実施された。なお、大型CNGノンステップスロープ付きバス（2台）は本年度初めて導入されたが、東北地方においても初めての導入となる。 ・デジタル行先表示器については、仙台市交通局が200台、宮城交通㈱が50台を整備した。夜間の可視性の向上が図られ利用者に好評であるが、特に今年度の導入にあたっては、昨年度の導入当初の諸問題（多くの情報を表示しすぎわかりずらい。側面表示にローマ字表記が入っていない）を解決し一層見やすいものとなった。 ・デジタル放送装置は、本年度初めて「計画」において導入されることとなり、宮城交通㈱が35台を整備した。 ・停留所整備については、本年度は15箇所に設置した。なお、「計画」においては、「ハイグレードバス停」の整備も検討することとなっているが、昨年度から整備したバス停は、屋根及び一部ベンチ設置というもので従来型のバス停留所の域を出て いない、快適なバス待ち空間の整備を目的に行われている事業として、より快適性を追求した空間実現のための工夫・配慮が求められる。

1-1.2-（2）③

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部 企画振興部
	中事項	１．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

③ デマンド交通実証実験の実施

利用需要に柔軟に対応するデマンド交通システムの導入を促進し、利便性向上による公共交通の利用促進を図る。

実施計画	
平成16年度の計画	● デマンド型乗合タクシー導入のための補助制度が無いため、個々の事案ごとの支援は困難であるが、先進地域の取り組み等を調査分析し、その成果を活用し今後導入を検討する自治体の支援に努める。
平成15年度の計画	● 福島県保原町における新多目的交通システム（デマンド交通）の実証実験は平成15年3月で終了したが、引き続き試験運行を継続して利用動向の把握に努めて利用者の増加を図る。 ● 福島県双葉町における乗合バス撤退後の高齢者等移動制約者の交通手段の確保策の検討は、導入を決めたデマンド型の乗合タクシーを平成15年9月に運行開始する。
平成15年度の達成状況	● 福島県保原町における新多目的交通システム（デマンド交通）の実証実験は昨年度に引き続き平成15年4月以降も行われている。 ● 福島県双葉町における乗合バス撤退後の高齢者等移動制約者の交通手段の確保策の検討は、関係者からなる委員会を設置し、住民へのアンケート調査等を基にデマンド型の乗合タクシー導入が決定された。実施に当たっては朝夕の通学対応循環運行をも加えることとされ、平成15年11月から運行を開始した。

の平評成価15年度	● ITを活用したデマンド型乗合タクシー導入を支援し、福島県内において成果を得ているが、利用できる補助制度が無いため、側面からの支援にならざるを得ない状況となっている。

1-1.2-（2）④

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	鉄道部
	中事項	１．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

④ 鉄道利用の促進
環境負荷の小さい鉄道に対する関心を高め、その利用の促進を図る。

実　施　計　画

の平計成画16年度	● 平成16年10月3日にJR貨物「宮城野駅」構内で各鉄道事業者の協力を得ながら、「鉄道フェスティバルin東北」を開催する。 ● 「東北の駅100選」に関連した「クイズラリー」や「デジカメ川柳コンテスト」等の実施を検討している。
の平計成画15年度	● 平成15年10月5日にＪＲ貨物「宮城野駅」構内で各鉄道事業者の協力を得ながら「鉄道フェスティバルin東北」を開催する。 ● 昨年度作成した「東北の駅100選」をより広範囲に紹介することを目的に、ホームページ「東北の駅100選」を作成する。
の平達成成15状年況度	● 平成15年10月5日に「鉄道の日」の記念行事として仙台市の宮城野駅（JR貨物）で「鉄道フェスティバルin東北」を開催した。各鉄道事業者がそれぞれ工夫し、鉄道パネルや鉄道模型ジオラマの展示、鉄道グッズの展示・販売、各鉄道沿線観光物産販売、機関車展示等を行い、地域の住民や鉄道ファン等多くの方々の鉄道に対する関心を高めた。また、各事業者がそれぞれ独自にイベントを開催し、地域の方々の鉄道への関心を高めた。 ● 平成15年10月に「東北の駅100選」のホームページを開設し、東北の鉄道の魅力やイベント列車など鉄道や観光に関する多くの情報を提供して、鉄道等公共交通機関の利用促進を図っている。
の平評成価15年度	● JR貨物東北支社のイベントと共催した10月5日の「鉄道フェスティバルin東北」には、約2万人の来場をいただいき、鉄道への関心を高めることができた。 ● 「東北の駅100選」ホームページについては、東北の鉄道や観光に関する多くの情報を提供しており、昨年の10月から今年の3月までの6ヶ月で2万件を越えるアクセス件数を数えている。

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	自動車交通部
	中事項	１．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑤ バス利用の促進

バス利用促進等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業の助成制度を活用したノンステップバス等の導入、コミュニティバスの運行等によりバス利用の促進を図る。

実施計画	
平成16年度の計画	● コミュニティバス実証実験（南部バス㈱、山形市及び二戸市） ● デジタル行先表示器設置事業（八戸市交通部） ● 「全国オムニバスサミットinもりおか」を開催（盛岡市） ● 仙台オムニバスタウン計画の実施（仙台市交通局・宮城交通）（内容は、②オムニバスタウン計画の推進にて記載）。
平成15年度の計画	● 盛岡オムニバスタウン関係：啓発イベントの開催・青山ゾーンバス実証運行・同調査〔盛岡市〕、ミニバスターミナル整備・サイクル＆バスライド駐輪場整備・ハイグレードバス停留所整備・バスロケーションシステム整備〔岩手県バス協会〕、中型ワンステップスロープ付きバス・小型ノンステップバスゾーンバス・乗継ぎシステム導入（岩手県交通・岩手県北自動車） ● 仙台オムニバスタウン関係：大型ノンステップバス・大型CNGノンステップスロープ付きバス・大型ワンステップCNGスロープ付きバス・大型ワンステップスロープ付きバス・停留所整備（仙台市交通局・宮城交通）、デジタル方向幕導入（仙台市交通局） ● オムニバスタウン以外の事業：PTPS車載設備導入（福島交通）、定期券発行システム・デジタル行先表示器導入（八戸市交通部）、コミュニティバス実証運行（弘南バス・南部バス・本荘市・山形市）
平成15年度の達成状況	● コミュニティバス実証実験（弘南バス㈱、南部バス㈱、本荘市及び山形市）を実施。 ● TPS（公共交通優先システム）車載設備整備（福島交通㈱）を実施。 ● 定期券発行システム整備、デジタル行先表示器整備（八戸市交通部）を実施。 ● 盛岡オムニバスタウン（岩手県交通・岩手県北自動車）、仙台オムニバスタウン（仙台市交通局・宮城交通）の推進（内容は②オムニバスタウン計画の推進に記載）を実施。
	● コミュニティバス実証実験運行：H15年度を初年度として弘南バス㈱が実施した「りんご公園循環バス実証実験実証運行」及び南部バス㈱が実施した「八戸市内循環コミュニティバス「るるっぷ八戸」」については、運行収入が当初予定した額の38%と53%にとどまったことから、H16年度実証実験運行においては増収のための新たな工夫が求められる。 また、同じくH15年度から山形市が実施した「コミュニティバス実証運行（高瀬線）」においては、概ね計画通りの利用人員・運行収入を達成したが、運行経費に対する運送収入が16%程度であり、H16年度実証実験運行に向け、バス停の位置、運行時間の見直し等、利便性向上のための工夫が必要である。

平成15年度の評価	H15年度が最終年度となった本荘市の「本荘市循環バス「ごてんまり号」は、利用人員・運行収入が年度当初予定の約1．7倍の実績となった。前年度からのPR活動、アンケート調査に基づく運行経路の見直し等の成果でと考えられる。H16年度からの本格運行に向け弾みがつく成果をあげることができた。 ● PTPS車載設備整備は、国道4号線福島駅東口から向鎌田交差点間の5．5キロ区間でPTPSが設置されたことから、H15年度福島交通㈱がPTPS用車載器を202台の車両に設置整備したもの。バス運行の定時制確保に威力を発揮するものと期待される。 ● 定期券発行システム整備は、八戸市交通部において、現在のシステムの老朽化に伴う代替更新システムとして導入したもの。運賃改定システムとも連動する等定期券発行事務の簡素化、スピーディー化が図られた。 ● デジタル行先表示器設置については、八戸市交通部が60台導入。次年度も同数を導入予定。 ※ 盛岡及び仙台オムニバスタウン関係事業の評価については、②オムニバスタウン計画の推進にて記載しているため省略。

1-1.2-（2）⑥

施策名	大事項	１.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	１．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑥ 交通バリアフリー施策の推進

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づく、市町村の基本構想策定等を支援するとともにバリアフリー教室を開催するなどして、交通バリアフリー施策を推進する。

実　施　計　画

平成16年度の計画	● 東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催 国のブロック機関及び地方自治体（各県及び仙台市）が交通バリアフリー施策を推進するため、必要な事項の検討、情報交換等を行う。 ● 交通バリアフリー化促進バーチャル協議会 本省及び運輸局からのバリアフリー情報等を東北ブロックの協議会メンバーあてメール配信するとともに、バリアフリー関連情報共有化を図るため、協議会メンバーへ積極的に働きかける。 ● 交通バリアフリープロモーター派遣 鉄道駅等の利用者の多い地域及び福祉施設や公共施設が比較的多く存在する地域に本局・運輸支局から担当職員を派遣し基本構想策定の促進を図る。 ● 基本構想策定委員会等への参加 地方自治体が設置した基本構想策定委員会等に運輸局・運輸支局から委員等を派遣し支援する。 ● バリアフリー化緊急改善プロジェクト わずかな改修等を実施することにより移動円滑化基準に適合することとなる施設を選定し、運輸局職員、身体障害者等による施設のチェック、改善点についての処方箋を作成する。また、関係者からなる協議会を設け、具体的な取り組みについて検討することにより、基準に適合する施設整備の加速化を図る。 ● 交通バリアフリー教室の開催 7ヶ所で開催予定（青森市、宮古市、二戸市、仙台市、秋田市、上山市、福島市）

平成15年度の計画	● 東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催 各機関の取組み等の報告や意見交換を主とする会議として開催する。 ● 東北運輸局交通バリアフリー化推進連絡会議 局内におけるバリアフリー関連の情報交換、共有化を図るため開催する。 ● 交通バリアフリー化促進バーチャル協議会 本省からのバリアフリー情報及び運輸局からの情報を東北ブロックの協議会メンバーあて配信するとともに、協議会メンバーからの情報発信を積極的に行うための働きかけを行う。 ● 基本構想策定支援セミナーの開催 1ヶ所で開催予定（仙台市） ● 基本構想策定促進シンポジウムの開催 1ヶ所で開催予定（未定） ● 基本構想策定委員会への参加 基本構想策定委員会等を立ち上げる自治体に対し、運輸局又は運輸支局職員が参加し支援する。 ● 交通バリアフリー教室の開催 6ヶ所で開催予定（八戸市、宮古市、仙台市、大曲市、南陽市、会津若松市）
平成15年度の達成状況	● 交通バリアフリー化促進バーチャル協議会 本省及び運輸局からバリアフリー情報等を東北ブロックの協議会メンバーあてメール配信した。 ● 基本構想策定支援セミナーの開催 平成16年1月21日、秋田市で開催（秋田県が主催するセミナーに共催として参画） ● 基本構想策定促進シンポジウムの開催 平成15年4月21日、宮古市で行ったバリアフリー教室に併せてシンポジウムを開催した。 平成16年1月15日、気仙沼市で行ったバリアフリー教室に併せてシンポジウムを開催した。 ● 交通バリアフリープロモーター派遣 15市町村を対象に23回派遣し、基本構想策定の推進を促した。 ● 基本構想策定委員会への参画 一関市、仙台市、秋田市、及び福島市の基本構想策定委員会等へ委員等として参画した。（運輸局・運輸支局） ● 交通バリアフリー教室の開催 平成15年 4月21日、宮古市で開催（参加者：観光従事者等28人） 平成15年 7月 4日、八戸市で開催（参加者：八戸市立図南小学校6年生45人） 平成15年10月 1日、大曲市で開催（参加者：大曲市立花館小学校6年生50人） 平成15年10月 7日、仙台市で開催（参加者：仙台市立原町小学校5年生102人） 平成15年10月28日、南陽市で開催（参加者：南陽市立赤湯小学校4年生63人） 平成15年11月 6日、会津若松市で開催（参加者：会津若松市立城北小学校6年生108人） 平成16年 1月15日、気仙沼市で開催（参加者：観光従事者等37人） ● 出前講座 平成16年 2月 3日、石巻市で開催（消費者行政課長が公共交通機関のバリアフリー化について講演）
平成15年度	● 交通バリアフリープロモーター派遣の成果としては、酒田市が基本構想策定に着手（予定）することとなった。 ● 東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議は本省の会議が未開催のため開催できなかった。 ● 交通バリアフリー化推進バーチャル協議会は、運輸局からの情報提供が主となり、自治体からの情報提供が得られなかった。

の評価	● 交通バリアフリー施策を推進するため地方自治体等が保有している情報について東北地方交通バリアフリー関係地方機関連絡会議、バーチャル協議会などを通じて、さらなる情報共有化に努める必要がある。

1-1.2-（2）⑦

施策名	大事項	1.地球温暖化対策に対する取組み	交通環境部
	中事項	1．2環境負荷の小さい交通体系の構築	
	小事項	（2）公共交通機関の利用促進	

⑦ 交通アドバイザー会議の開催

交通施策全般に関する利用者ニーズを把握し、公共交通の利用促進につながるような施策への反映、交通サービスの改善等を図るため、交通アドバイザー会議を開催する。

実　施　計　画

平成16年度の計画	● 各運輸支局主催により年1回～2回開催予定。（延べ8回開催予定） ● 運輸局等の施策に反映できるような事案を抽出し、課題等を整理する。 ● 社会が必要としている公共交通等に関する個別テーマを決め、各交通アドバイザーから意見・提言をいただき交通事業者及び地方自治体等の対応策等について確認し、課題等を整理する。 ● 整理した課題等について、関係機関等で検討する。
平成15年度の計画	● 各運輸支局において年1回～2回開催予定。（延べ10回開催予定） ● 平成14年度会議で出された意見・要望等のフォローアップを行う。 ● アドバイザーからの意見・要望について、可能な対応策を検討する。
平成15年度の達成状況	● 各運輸支局主催（6支局）により年1回～2回開催した。（延べ10回開催） ● 平成14年度会議で出された意見・要望等のフォローアップ、平成15年度会議で出された新たな意見・要望等に対する対応及びフォローアップを行った。 ● 東北管内の共通課題を整理し、改善が図られるよう検討している。 ● 平成14年～15年度（各運輸支局交通アドバイザー会議）の総括として「意見・要望に対する改善事例及び改善が望ましい主な事項等」をとりまとめた。 ● 座長会議を開催し、改善事例及び今後の課題等について意見交換を行った。
平成15年度の評価	● 各地域における消費者ニーズを把握するとともに、利用者利便の向上を図るため交通事業者等と調整し、一定の成果が得られた。

1.3各界各層の取り組み

低公害車の普及促進、エコドライブの啓発･促進等に向けて、各界各層において以下のような取り組みがされている。

① 低公害車導入促進等協議会

② 東北地区エコ・トラック推進協議会

③ 青森市総合交通対策協議会

青森市の交通諸問題を解決するため、時差通勤等の交通需要マネジメント施策を含む各種方策を総合的な視点に立ち検討を行っている。

④ 奥入瀬渓流利用適正化協議会

十和田八幡平国立公園の奥入瀬渓流を中心とする区域の環境保全のため、当区域における交通規制の具体的推進及びこれに伴う諸問題の解決策の検討を行っている。

なお、平成１５年９月に奥入瀬渓区間（惣辺－子ノ口間）において２日間試行したマイカーの通行禁止及び代替移動手段としてシャトルバスの運行を、今年度も試行する予定。

⑤ 青森県渋滞対策推進協議会

青森県内の都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とし、各種渋滞対策の検討、実施を行っている。

⑥ 岩手県渋滞対策推進協議会

岩手県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とし、各種渋滞対策の検討、実施を行っている。

⑦ 総合交通施策懇話会

盛岡における交通施策のあり方について、将来にわたって総合的、体系的な視点から、広く意見を聴くとともに、オムニバスタウン構想や具体的な施策の推進に、市民と関係機関が一体となって取り組んでいる。

⑧ 盛岡市快適通勤連絡会議

「マイカー通勤自粛」、「ノーマイカーデー」などのソフト施策については、短期的に効果が期待できることから、マイカー通勤の転換に努め、時差出勤、交通規制、バス運行の効率化などの総合的な検討を行い、快適通勤の実現を目指している。

⑨ いわてクリーンエネルギーフェア2004

環境とエネルギーの調和に向けて、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等を目的に、パネル展示、エコ・福祉車両の展示、体験コーナー等のイベントを開催。

⑩ 早池峰地域自動車利用適正化部会

早池峰山登山シーズン時の路側駐車による交通渋滞解消のため大迫町岳地内～川井村江繋地内間の車両乗り入れを規制し、バスによる代替輸送を行っている。（期間：6 月上旬から 8 月上旬の土・日曜日（18 日間））

⑪ 宮城県自動車交通公害対策推進協議会

自動車交通に伴う大気汚染や騒音などの問題を改善し、道路周辺の生活環境をより健全なものとするため、環境目標値を定め目標達成に向け各種の施策を推進する。

⑫ 宮城県自動車交通公害対策懇談会

宮城県自動車交通公害対策推進協議会で定めた宮城県自動車交通公害防止計画に基づき、民間や学識経験者等の立場から各種施策の効果的な対策のあり方等について意見交換・懇談を行い、県は懇談会に対し意見を聴取する。

⑬ 仙台市地球温暖化対策推進協議会

平成 14 年５月に全面改定した地球温暖化対策推進計画の核となる組織として、計画の進行管理を行いながら、市民・事業者・行政等各主体の自発的な行動をうながし、地域からの脱温暖化の行動へとつなげ、持続可能な社会の構築を目指している。

⑭ 秋田県新渋滞対策推進協議会

秋田県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、渋滞対策について総合的な整備計画を策定する。

⑮ 秋田駒ケ岳登山利用適正化協議会

秋田駒ケ岳の自然環境を保全し、利用者の快適性と安全確保を図るため、毎年夏山シーズンにマイカーの進入禁止とバス代替輸送を行っている。

⑯ 山形県渋滞対策推進協議会

山形県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定する。

⑰ 山形県使用済み自動車等適正処理推進協議会

山形県下における自動車販売、整備及び自動車関連事業場において、使用済み自動車、廃品部品、フロン及び産業廃棄物の適正処理並びにリサイクル部品等の利用促進を図ると共に環境保全に努め、以って資源循環型社会の形成に寄与する。

⑱ 福島県ディーゼル車排出ガス対策推進会議

福島県内におけるディーゼル車の低公害化を図り、ディーゼル車による大気汚染防止とその普及啓発の推進を図ることを目的としている。

⑲ 2004グリーン購入推進キャンペーン

10 月を「グリーン購入推進月間」とし、福島県内の小売店等が参加して、消費者にグリーン商品・製品の購入を呼びかけを行い、グリーン購入の普及啓発を重点的に図る。

⑳ 福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会

尾瀬地区の自然環境を保全するため、通年、御池～沼山峠口間のマイカー等の進入の禁止、低公害バスの導入、アイドリングストップの徹底等の取り組みを推進している。

- **うつくしまエコイベント**

イベントの環境配慮を推進するため、「うつくしまエコイベントマニュアル」により、一定の要件を満たすイベントをエコイベントして認定し、アイドリング・ストップ、自動車の効率的利用、低公害車の活用の促進を図っている。

２．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題

(国の動き)

新型車の排出ガス対策

●ガソリン自動車

乗用車、軽・中・重量貨物自動車及び軽貨物自動車についてCO、HC、NOxの排出基準の強化、耐久走行要件の強化、車載式故障診断（OBD）システムの装備義務付け等を平成12年、13年、14年規制（新短期規制）として実施。

●ディーゼル車

平成14年、15年、16年規制としてディーゼル車全般の規制強化、耐久走行要件の強化（新短期規制）を実施。

平成15年10月から、これまでの排出ガス規制と比較し、PMでは約30%厳しい規制（15年規制）が施行されるが、より少ないディーゼル車の開発・普及の促進を図るため、15年規制と比較してPMの排出量が約75%又は85%低減されたディーゼル車を認定し公表する制度（「超低PM排出ディーゼル車認定制度」）を平成14年7月29日付けで創設。（施行同年9月1日）

平成15年10月から、定格出力19kw以上560kw未満のエンジンを搭載するディーゼル特殊自動車について、ディーゼル8モードよる排出ガス、黒煙規制を導入。

使用過程車の排出ガス対策

●NOx法の改正（13年6月、NOx・PM法）

法改正の概要（政省令含む）

①対策を行う対象物質に粒子状物質を追加

粒子状物質の総量削減のため、基本方針及び総量削減計画を作成する等により、対策を推進。

②対策地域の拡大、対策地域として、名古屋市周辺地域等を追加

③自動車排出ガス対策の強化

車種規制の強化（平成14年10月1日施行）

・ディーゼル乗用車を規制対象に追加
・トラック・バスの規制基準の強化
・規制適用に対する猶予期間の設定
・対策地域内の事業者に対する指導の強化（平成14年5月1日施行）
・一定規模以上（30台以上）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成・報告等の義務付け
・国土交通大臣による、道路運送事業者に対する指導・助言、命令・勧告、立入検査・報告徴収等の実施（地方運輸局長への権限の委任）

〇NOx・PM低減装置性能評価制度を創設（平成14年8月29日）

使用過程車にあるディーゼル車に装着する窒素酸化物低減装置等の低減性能等を自動車と組み合わせた状態で評価し、その結果を公表することにより、優良なNOx・PM低減装置の普及を促進する。

施策名	大事項	２.自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題	自動車技術安全部
	中事項	2.1自動車単体対策	
	小事項		

① ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの実施
使用過程車からの黒煙の低減に取り組むため、自動車関係団体の協力のもと、キャンペーンを実施する。

実施計画	
平成16年度の計画	● 運送事業者による自主点検 バス・トラック事業者において、自動車の自主点検を実施する。 ● 黒煙110番の設置 走行中に黒煙を著しく排出する車両について、市民からの迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を運輸支局整備課窓口に設置し、通報のあった自動車の使用者等の指導を実施する。 ● 自動車整備事業者の取り組み 自動車整備事業者において、使用者に対する点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアークリーナーの清掃又は交換を実施する。 ● 運転者に対する指導 バス・トラック事業者において、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導を行う。 ● 黒煙に対する街頭検査の重点実施 〔重点実施期間〕 平成16年6月 1日～ 6月31日 （燃料噴射ポンプの封印の取り外し等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点に実施） 平成16年10月1日～10月31日 （自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点に実施）
平成15年度の計画	● 運送事業者による自主点検 バス・トラック事業者において、自動車の自主点検を実施する。 ● 黒煙110番の設置 走行中に黒煙を著しく排出する車両について、市民からの迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を運輸支局整備課窓口に設置し、通報のあった自動車の使用者等の指導を実施する。 ● 自動車整備事業者の取り組み 自動車整備事業者において、使用者に対する点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアークリーナーの清掃又は交換を実施する。 ● 運転者に対する指導 バス・トラック事業者において、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導を行う。 ● 黒煙に対する街頭検査の重点実施 〔重点実施期間〕 ・平成15年6月 1日～ 6月30日 （燃料噴射ポンプの封印の取り外し等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点に実施） ・平成15年10月1日～10月31日 （自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点に実施）

平成15年度の成状況	● 黒煙に対する街頭検査の重点実施 ［実施結果］ ・平成15年6月1日～6月30日 ディーゼル黒煙測定台数763台（乗用車151台、トラック544台、ダンプカー33台、その他35台）、整備命令書交付（不適合）2台 ・平成15年10月1日～10月31日 ディーゼル黒煙測定台数498台（乗用車81台、トラック371台、ダンプカー22台、その他24台）、整備命令書交付（不適合）0台 合 計 ディーゼル黒煙測定台数 1261台、整備命令書交付（不適合） 2台 ・黒煙110番の設置 迷惑黒煙通報件数 2件、ハガキ等による指導件数 1件 ・運転者に対する指導 街頭検査等において､パンフレット及び黒煙濃度チャート紙を運転者に配布して、自動車の適正使用及びエコ・ドライブ等の指導を実施した。 バス・トラックの各事業者において、急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について運転者の指導を行った。 ・運送事業者による自主点検 バス・トラック事業者において、自動車の自主点検を実施した。 ・自動車整備事業者の取り組み 自動車整備事業者において、使用者に対する点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアークリーナーの清掃又は交換を必要とする車両の交換を行った。
の平評成価15年度	● 自動車関係団体等の協力を得ながら、街頭検査の実施（運動期間中53回実施）、運送事業者による自主点検等の実施、整備事業者による入庫車の点検、運転者に対するパンフレット配布等による啓蒙及び迷惑黒煙通報制度に基づく通報車両の使用者に対する指導を実施し、基準不適合者の是正、黒煙110番の活用等一定の効果を上げた。 より一層の効果を得るためには、当該取組を継続していく必要がある。

2-2．1-②

施策名	大事項	2．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題	自動車技術安全部
	中事項	2.1自動車単体対策	
	小事項		

② 街頭検査の実施
運輸支局等が必要に応じてディーゼル車両等の街頭検査を実施。不正改造車・整備不良車両に対し整備命令を発令する。

実　施　計　画

の平計成画16年度	● 街頭検査実施予定回数　172回 特に、ディーゼル車の黒煙については、「DSクリーンキャンペーン」（6，10月）において集中的に実施する。

の平計成画15年度	● 街頭検査実施予定回数　172回 特に、ディーゼル車の黒煙については、「DSクリーンキャンペーン」（6･10月）において集中的に実施する。
の平達成成15状年況度	● 街頭検査の実施回数　141回 ● 検査車両数　17，471台 ● 不良車両数　2，164台 ● 整備命令発令件数　479台
の平評成価15年度	● 街頭検査は、自動車検査独立行政法人の協力を得ながら、各支局積極的に実施した。 特に、ディーゼル車の黒煙については、「DSクリーンキャンペーン」（6，10月）期間中に53回実施し効果を上げた

2-2．1-③

③ オムニバスタウン整備総合対策事業補助によるＣＮＧバスの導入（1-2．-（2）②に前掲）

2-2．1-④

施策名	大事項	２.自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題	自動車技術安全部
	中事項	2.1自動車単体対策	
	小事項		

④ 低公害車普及促進対策補助制度によるディーゼル微粒子除去装置（DPF）等の導入に対する補助の実施

大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題は依然として厳しい状況にあることから、低公害車普及促進対策補助制度により、DPF、酸化触媒を一定基数導入する者に対し、地方公共団体等と協調して、当該装置購入費（装着費を含む）の一部（1/4）を補助することにより、大気環境の改善を図る。

実　施　計　画

の平計成画16年度	● 補助要綱の地方公共団体、関係団体等に対し周知を図る。 ● ディーゼル微粒子除去装置の補助申請状況の周知を図る。 ● ディーゼル微粒子除去装置の補助申請の審査を実施し、補助を実施する。
の平計成画15	● ディーゼル微粒子除去装置の補助申請状況の周知を実施する。 ● ディーゼル微粒子除去装置の補助申請の審査を実施し補助を実施する。 ※平成15年6月11日申請受付分が予算額を上回る状況となり、補助金交付要綱にお

年度	いて予算の範囲内で行うこととされていることから、交付申請受付は同日をもって終了することとなった。
の平成15年度達成状況	● 補助制度の概要等について、局又は支局から地方公共団体、自動車関係団体等に対し説明会等を実施した。 DPF等に係る国の補助交付決定基数及び金額は、最終的に、バス、トラック合わせて958基、約1億2千万の補助がなされた。（DPF 139基、酸化触媒　817基）
の平成15年度評価	● 地方公共団体、バス協会及びトラック協会等に対し補助制度の主旨説明等を行った結果、一部の地方公共団体、協会を除き、協調補助を行う旨の理解が得られた。 ● 補助申請の受付にあたり、手続き等対応の遅れから若干の混乱が生じ、6月の補助打ち切りに間に合わず、国の補助が受けられなかった事業者も出たことから、16年度における補助の執行にあたっては、十分な周知が必要である。

2-2．1-⑤

⑤ 事業用低公害車の導入促進及び支援措置（1-1.1-（1）⑤に前掲）

2-2．1-⑥

⑥ グリーン経営の推進（1-1.1-（1）⑦に前掲）

2．2 交通流対策

2-2．2-①

① モーダルシフト（1-1.2-（1）①に前掲）

３．循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に当たっては、リサイクル･廃棄物処理施設の整備に伴い発生する廃棄物や再生資源の輸送(静脈物流)について、環境負荷の少ないものとすることが必要。そのためには、リサイクル･廃棄物処理施設の計画段階から静脈物流のあり方を合わせて検討の上、必要なインフラ整備等を実施することが不可欠。東北運輸局では自動車リサイクル、FRP船リサイクル等に取り組むこととしている。

(1)自動車リサイクル

(国の動き)

自動車リサイクル法(使用済み自動車の再資源化等に関する法律)が7月5日成立。また、改正道路運送車両法も7月10日成立。これにより、自動車リサイクル法に従って適正に解体処理されたのを確認のうえ、改正道路運送車両法により永久抹消登録が行われることとなる。すなわち、使用済み自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止を一貫した仕組みに改めた。

3-(1) - ①

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中事項		
	小事項	(1)自動車リサイクル	

① 自動車抹消登録業務によるリサイクルの実施の担保

新たな登録抹消方式を運用することを通じて自動車リサイクルの実施を担保する。

	実施計画
平成16年度の計画	● 制度の情報システム構築や試験運用期間について、支局等を通じて自動車関係業者やユーザーに対する説明・周知等の準備を進めることとする。
平成15年度の計画	● 制度の詳細設計や運用について、支局等を通じて自動車関係業者やユーザーに対する説明・周知等の準備を進めることとする。
平成15年度の達成状況	● 平成16年1月27日東北運輸局において、「自動車保有関係手続のワンストップサービス等の地方運輸局説明会」を開催。（本省管理課係長講師・支局等9名及び関係団体51名出席） ● 改正車両法（抹消登録等関係部分）及び省令改正（案）の概要説明を行い、関係職員及び関係団体に対して新たな登録抹消方式の制度概要について周知を図った。
平成15年度の評価	● 平成17年初めの自動車リサイクル制度の円滑な導入に向け、制度概要の把握はできたが、今後、制度の情報システム構築や試験運用期間に係る自動車関係業者やユーザーに対する説明・周知が必要である。

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中事項		
	小事項	(1)自動車リサイクル	

② 自動車整備事業者における対応

自動車整備業界の環境問題への取り組みとして、使用済み自動車適正処理が緊急の課題となっている中、自動車リサイクル部品等の使用促進、使用済自動車管理票（マニフェスト）の確実な交付に加え、カーエアコン用フロンの確実な回収など環境対策に積極的に取り組む。

実施計画	
の平成16年度計画	● 自動車整備業界の環境問題への取り組みとして、使用済み自動車適正処理が緊急な課題となっていることから、整備事業者に対して、工場監査や各種研修会等あらゆる機会を活用して、環境問題への意識の高揚を図るとともに、自動車リサイクル部品等の使用促進、使用済自動車管理票（マニフェスト）の確実な交付に加え､カーエアコン用フロンの確実な回収など積極的な環境対策への指導に努める。
の平成15年度計画	● 14年度末現在、整備工場の登録事業者数は、引取業者52．8%、回収業者30．2%と低い状況にあることから、工場監査及び各種研修会等あらゆるの機会を活用して、環境問題への取り組みの指導に努める。
の平成15年度達成状況	● 平成17年1月から自動車リサイクル法が施行されることもあり、整備主任者、自動車検査員及び事業場管理者研修等において、地球温暖化の一因にもなっている使用済自動車等のカーエアコン用フロンの確実な回収について、説明・指導をした。 ・15年12月末現在、カーエアコン用フロンの引取、回収の登録業者数について 引取業者の登録数： 4，679者（58．5%、対前年比＋512） 回収業者の登録数： 2，488者（31．1%、対前年比＋100） ・整備業界に対する環境問題への説明・指導について 研修会の開催： 167回 出 席 者 数 ： 18，961人
の平成15年度評価	● 整備事業者及び従事者に対し、各種研修会等の機会を活用して、環境問題に対する意識の高揚や積極的な取り組みへの推進に努めた結果、フロンの引取・回収登録事業者数の増加等により成果を上げている。

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中事項		
	小事項	(1)自動車リサイクル	

③ 環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進

自動車整備事業者等の環境問題への取り組みをいっそう促進するため、自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロンの回収など環境対策に積極的に取り組んでいる事業者を顕彰し、公表する。

実施計画	
平成16年度の計画	● 工場監査、各種研修会の機会を活用して。整備事業場における自動車リサイクル等の取り組みを説明・指導するほか、表彰に向けた取り組みの支援を行なう。 ● 自動車整備事業者等の環境問題への取り組みを一層促進するため、自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロン回収など環境対策に積極的に取り組んでいる事業者を顕彰し公表する。
平成15年度の計画	● 4県に対して、「推進協議会」の設立に向けた取り組みを積極的に支援する。既に「推進協議会」が設立されている宮城県及び山形県については、表彰に向けた取り組みの支援を行う。
平成15年度の達成状況	● 管内4県（青森、秋田、岩手、福島）で「推進協議会」を設立した。 ● 支局長表彰を行うにあたり、他局管内での支局長表彰工場の情報収集を行った。 ● 山形県において、環境問題に積極的に取り組んでいる6事業場に対して、支局長表彰を行った。 ● 「環境に優しい自動車販売・整備事業場表彰規定」制定し、表彰の取り扱いを整備した。
平成15年度の評価	● 山形県において、管内で初めての支局長表彰を行ったことから、他県においても、山形県を参考として、表彰に向けた取り組みが活発になっている。 ● 平成17年1月からの自動車リサイクル法が施行されることから、整備工場等における環境問題への取り組みは使用済自動車の適正処理をはじめ、フロン回収、リサイクル部品の利用促進等による自動車のリサイクルにとって、本顕彰事業は大変効果的である。

(2) FRP船リサイクル

（国の動き）

平成12年度から「FRP廃船高度リサイクルシステム構築プロジェクト」を実施。リサイクルやリユースに係る技術開発、関係者の役割分担や費用負担の明確化等の課題を平成15年度までに克服し、平成17年度にリサイクル制度の運用開始を目指す。

3-(2)－①

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	海上安全環境部 海事振興部
	中事項		
	小事項	(2)FRP船リサイクル	

① 小型船舶の登録の適正な実施

リサイクル制度開始に備え、所有者の明確化を図り、処分費用負担問題やプレジャーボート放置問題に対応するため、小型船舶登録法に基づくプレジャーボート等の適正な登録を推進する。

実施計画	
の平成16年度計画	● 現存船は法の経過措置により、平成17年4月1日までに登録を実施することとなっており今年度が経過措置の切れる最後の年度となる。前年度に引き続き各種イベント、講習会等の場を活用し、漏れの無い様登録の促進の周知啓発活動を実施する。
の平成15年度計画	● 現存船は法の経過措置により、平成17年4月1日までに登録を実施することとなっており、前年度に引き続き各種イベント、講習会等の場を活用し、登録の促進のための周知啓発活動を実施する。
の平成15年度達成状況	● 小型船舶検査機構と連携し、法省令の周知、登録の促進に努めた。 ● 舟艇対策懇親会、ボートショー等の各種イベントにおいてパンフレットを配布、広報活動を実施した。 ● 特殊船等当局で船舶検査を受検する船舶について、法省令を説明し登録を実施させた。
の平成15年度評価	● 平成14年4月1日の法施行から2年を経過、特段の問題もなく登録は順調に推移している。

施策名	大事項	3.循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車交通部
	中事項		
	小事項	(3)静脈物流システムの構築	

① 東北地方における静脈物流システム構築基本調査の実施

近年、環境問題から静脈物流に対する必要性が高まっており、また、東北地方は中山間地が広がり、多くの地方都市が点在し、輸送効率性が悪い地域も数多く存在することから、より効率的な静脈物流の構築が求められている。そこで、トラック輸送を中心とした静脈物流の効率的、効果的なシステム構築を目指して、主要なリサイクル材（古紙、ペットボトル、廃タイヤ、廃プラスチック、木屑等）を取り上げ、既存の物流拠点を活用した静脈物流システム構築の可能性について検討する。

実施計画	
計画の平成15年度	● 東北地方における廃棄物・リサイクル品の運送等に係る効率化事業可能性調査を実施する。（15年最終年度）
達成状況の平成15年度	● 学識経験者、国土交通省本省、全日本トラック協会、特積みトラック事業者及び東北運輸局関係部局で構成する調査委員会を設置し、「既存の静脈物流における事業構造」、「効率的な物流システムの構築に係る課題・方向性」、「共同化モデルと事業に向けた方向性」についての調査検討委員会を3回開催。 ● ケーススタディー実施に係り、トラック事業者及び東北運輸局によるワーキング委員会を1回開催。
評価の平成15年度	● 調査報告書をとりまとめたことは、多くのトラック事業者が課題としている廃棄物の処理の問題について、資源循環型社会構築への貢献と静脈物流に係る新たなビジネス形成に真剣に取り組んでいる物流事業者に対し一定の方向性を探る材料として寄与できたと評価できる。 ただ、共同化事業に向けての取り組みは事業者間との横の連携及び本社・支店との縦の連携が必要なこともあり課題がある。

(4) グリーン経営の推進（1-1.1-（1）⑦に前掲）

４．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

近年沿岸において発生する大規模油流出事故や放置座礁外国船の背景には、海上人命安全条約（SOLAS条約）・海洋汚染防止条約（MARPOL条約）等の基準を満たさない船舶（サブスタンダード船）の存在が大きな要因となっている。これらサブスタンダード船を排除するため、日本に寄港する外国船舶が条約の基準を満たしているかどうかを立入り検査する外国船舶監督業務（ポート・ステート・コントロール：PSC）を強力に実施する。

一方、海洋汚染防止についての国際的な反響が高まる中、海洋汚染防止条約の規制対象の範囲が順次拡大され、今年度中には船舶から排出される大気汚染物質等も対象となることとなっており、国際的な取り組みが一段と強化されることになっている。このため、海洋汚染防止に関する国民の理解の増進を図るとともに、危険物積載船舶及び旅客船等の立入り点検を実施し、適切な監督指導を図ることとする。

また、平成14年度から「小型船舶の登録に関する法律」が施行されているが、今年度が経過措置の最終期限となっており全ての現存船舶が登録を終えることとなる。登録の完了に伴い小型船舶の所有者が把握できることから、所有船舶の適正な保管場所への誘導、不法投棄の未然防止など、制度を活用した積極的な放置艇対策を実施し、プレジャーボートの適正な利用を図るための周知・啓発活動を実施する。

4-(1)-①

施策名	大事項	4．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(1)海洋環境保全	

① 外国船舶の監督（PSC）の強力な実施

我が国の港湾に入港した外国船舶に対し、船体の構造、海洋汚染防止設備等の保守点検及び油排出の処理・管理状況等についてPSCを強力に実施し、サブスタンダード船による海難事故や違法な油の排出等による我が国沿岸の海洋汚染の防止を図る。

実施計画	
の平成16年度計画	● ポートステートコントロール（PSC）を実施する。 目標隻数590隻
の平成15年度計画	● ポートステートコントロール（PSC）を実施する。 目標隻数580隻
の平成15年度達成状況	● ポートステートコントロール（PSC)を実施した。 実施隻数591隻
の平成15年度評価	● 油、有害液体物質、廃棄物等の排出に関する機器のハード面に限らず、排出基準、処理方法、機器の操作、整備手順等のソフト面も合わせてPSCを実施し、目標の580隻を11隻上回る591隻を実施できた。

4-(1)-②

施策名	大事項	4．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(1)海洋環境保全	

② 安全総点検の強化・拡充

旅客船等の総点検については、全国的に行われる年末年始の総点検に加え、冬期運休明け船舶の安全点検を主体とした「春期の旅客船安全総点検」を実施することとし、繁忙期の到来前に運航事業者に万全の安全確認を行わせることとします。また、今後、点検項目に海洋汚染防止設備の確認、船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示の確認を追加し、海洋環境保全に対する意識の高揚に努める。（※安全点検の取組みは継続して実施するが、16年度からは4-(2)-①として整理する。）

実施計画	
の平成15年度計画	● 春期（季）の安全総点検（4月1日から5月30日まで）：自主点検春期総点検の実施隻数は旅客船全船（153隻）（52事業者）。更に随時、立入り点検を実施する。 ● 年末年始の安全総点検（12月10日から1月10日まで）：冬期運休中の船舶を除き93隻（34事業者）実施予定。
の平成15年度達成状況	● 夏期総点検の実施：15年度は前年まで実施してきた夏期安全総点検を、冬期運休船の運航再開にあわせて春期の総点検として4月1日から5月30日までの期間として取り組んだ。夏期総点検（自主点検）の実施隻数125隻（44事業者）。立入り点検の実施隻数73隻（33事業者）。 ● 年末年始の安全総点検：自主点検実施実績101隻（35事業者）。
の平成15年度評価	● 立入点検の実施により、安全運航及び海洋環境保全に対する意識の高揚に効果があった。

4-(1)-③

施策名	大事項	4．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(1)海洋環境保全	

③ 危険物運搬船への立入り検査の強化

危険物運搬船については、海難事故が発生した場合、積荷等の流出により重大な海洋汚染を引き起こす危険性が高いため、従来から荷主等の協力を得て重点的に立入検査を実施してきたが、今後も継続して立入検査を実施することにより、事故の未然防止と海洋環境の保全を図る。

実　施　計　画	
の平計成画16年度	● 危険物運搬船への立入り検査隻数（目標）： 45 隻
の平計成画15年度	● 危険物運搬船への立入り検査隻数（目標）： 45隻
の平達成成15状年況度	● 危険物運搬船への立入り検査の実施隻数： 45隻
の平評成価15年度	● 当初立入り目標の45隻を達成することができた。これは専用岸壁等に入る許可を得て実施できたもので今後も引き続き事業者の協力を得て実施する必要がある。 また、立入りの結果、約2割の船舶には設備や器具取扱上の改善等の指摘がなされ、直ちに是正指導を図ることにより事故の未然防止に役立っている。

4-(2)-①

施策名	大事項	4．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海上安全環境部
	中事項		
	小事項	(2)海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

① 海洋防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施

海洋環境保全に関しては、海洋汚染防止条約の附属書が順次発効することにより、単に油に限らず有害液体物質、船舶からの廃棄物が規制対象とされた。さらに平成15年9月27日からは船舶からの汚水の排出が規制され、汚水処理設備の搭載が一定の船舶に義務付けられており、国際的な取り組みの動向や、我が国の法体系や規制内容について、国民に理解をしてもらうことが重要である。

実　施　計　画	
の平計成画16年度	● 海洋汚染防止法・省令改正説明会を開催予定。 ● 旅客船の立入点検の確認項目に海洋汚染防止設備の確認、船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示の確認を追加し、海洋環境保全に対する意識の高揚に努める。

の平計成画15年度	● 海洋汚染防止法・省令改正説明会を開催予定。
の平達成成15状年況度	● 船舶関連事業者を対象に省令改正講習会を実施した。（10回）
の平評成価15年度	● 新たな規制対象が油に限らない有害液体物質、船舶からの廃棄物が対象であったことから、船舶関連事業者に限定された周知啓発活動であったが所期の目的を達成した。

4-(2)-②

施策名	大事項	4．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海事振興部
	中事項		
	小事項	(2)海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

② 東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催

舟艇の利用にあたって、保管場所の確保や廃船処理体制の整備等の諸問題の解決のため関係省庁、地方自治体、関係団体を含む関係機関相互の連絡調整を図る。

実　施　計　画

の平計成画16年度	● 舟艇の利用にあたって、保管場所の確保や廃船処理体制の整備等の諸問題の解決等のため関係官庁、地方自治体、関係団体を含む関係機関相互の連絡調整を図る。会議での説明事項や報告事項をできるだけ絞りこむこととし、放置艇対策と並行した振興対策を推し進める。 ● 放置艇対策及び舟艇の振興対策を推し進めるため、関係官庁、地方自治体、関係団体から成る東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を開催する。
の平計成画15年度	● 放置艇対策及び舟艇の振興対策を推し進めるため、関係官庁、地方自治体、関係団体から成る東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を開催する。
の平達成成15状年況度	● 「第8回東北地区舟艇利用振興対策連絡会議」を11月12日に開催した。 利用振興に関しての取り組み、小型船舶操縦者の遵守事項の周知徹底、海難の現状と防止、放置艇の状況並びに対策等について議論をした。

の平評成価15年度	● 国の機関からの説明や各県の現状報告に関する時間を縮小し、また、会議の時間を1時 間増やしたことで、各県の諸問題に関する意見交換や放置艇対策のみならず、プレジャ ーボートの利用振興に関してハード・ソフト面に関する議論が行われた。 ● 今後も更に、放置艇問題に関する対策を中心にするのではなく、観光、マリンレジャー、 安全・マナーの啓蒙、海洋教育など海事思想の普及のための取り組み等、舟艇振興に関する議論が必要。

4-(2)-③

施策名	大事項	4．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策	海事振興部
	中事項		
	小事項	(2)海洋汚染防止に関する周知・啓蒙	

③ 「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置

舟艇利用者に対し、保管場所、廃船処理等に関する情報提供を行うとともに、利用者の意見を的確に把握するよう努める。

実　施　計　画

の平計成画16年度	● 舟艇利用者に対し、保管場所、廃船処理等に関する情報提供を行うとともに、使用者の意見を的確に把握するよう努める。 ● ホームページの充実、リーフレットの配布など広報対策を図り、相談窓口に関する認知度を高めると共に関連団体等の懇談会などを利用して周知を強化する。
の平計成画15年度	● 舟艇利用者に対し、保管場所、廃船処理等に関する情報提供を行うとともに、使用者の意見を的確に把握するよう努める。 ● ホームページの充実などを図り、相談窓口開設に関する広報を推し進めると共にg関連団体等の懇談会などを利用して周知を強化する。
の平達成成15状年況度	● 「プレジャーボートなんでも相談窓口」を随時開設し、情報提供を行った。 ● 東北マリン事業協会主催の東北ボートショーに出展し、特別コーナーを設けて、来場者に対する相談並びに情報提供を行った。 来場者数は2日間で約5，500名
の平評成価15年度	● ホームページの相談窓口に関するコンテンツの刷新が遅れており、広報不足のため、相談件数が全般に少なかった。

4-(2)-④

④ 小型船舶の登録の適正な実施（3-(2)－①に前掲）

4-(2)-⑤

⑤ グリーン経営の推進（1-1.1-（1）⑦に前掲）

お問合せ先：東北運輸局　交通環境部
環境・安全防災課

〒983‐8537　仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第四合同庁舎
電話（022）791‐7509
fax　（022）791‐7539
ホームページ　http://www.tht.mlit.go.jp/